

第十六回国会 衆議院 労働委員会 議事録 第五号

昭和二十八年七月一日(水曜日)

午後二時四十五分開議

出席委員

委員長 赤松 勇君
理事倉石 忠雄君 理事丹羽喬四郎君
理事持永 義夫君 理事高橋 禎一君
理事山花 秀雄君 理事矢尾喜三郎君
理事山村新治郎君

出席政府委員

相川 勝六君 池田 清君
鈴木 正文君 野田 卯一君
三浦寅之助君 吉武 恵市君
黒澤 幸一君 多賀谷貞稔君
井堀 繁雄君 熊本 虎三君
中澤 茂一君 館 俊三君
出席閣務大臣 小坂善太郎君

出席労働委員

労働事務官 中西 実君
(労働局長)
労働事務官 渋谷 直蔵君
労働事務官 荒谷 直蔵君
委員外の出席者 労働事務次官 斎藤 邦吉君
労働事務官(労働局長) 山崎 五郎君
労働事務官(労働局長) 和田 勝美君
労働事務官(労働局長) 濱口金一郎君

本日の会議に付した事件

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案(内閣提出第二一九)
公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(山花秀雄外六名提出)

衆議院第二号

地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(山花秀雄外六名提出、衆議院第三号)
労働行政に関する件

○赤松委員長 これより会議を開きます。

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案及び労働行政一般に関する件を一括議題といたしまして、質疑を許します。熊本虎三君。

○熊本委員 私は一般労働行政に就いて質問をいたしたいと思ひますが、その前に緊急問題として、西日本に起きた大水害に関してお尋ねをしてみたいと存じます。

新聞紙その他の報道によりましておわかりのように、六十年來の大水害であるといふことでありまして、これに關する対策をいたしましては、内閣として種々講じられておるようでありまして、国会においても特別委員会が設置されました。そこで私お尋ねいたさんとすることは、この被害によりまして、たとへば緊急措置の任にあるところの公務員の問題及びその地方における労働者の窮状に対して、労働省としては、特別これに対する緊急措置をどういうふうにとられておるかという点について、お尋ねいたしてみたいと思ひます。

○小坂閣務大臣 お答えを申し上げます。西日本におきまする未曾有の災害に對しましては、私も全力をあげて及ぼ限りのことをせねばならぬと考えております。御承知のような臨時災害対策本部が設けられて、大野閣務相が政府から行つておるのでござい

ますが、その下部機構の一端をになうために、労働省といたしまして、本日秘書課長を特命を帯びさせまして、現地に派遣いたした次第でございます。労働省として、公務員に對し若干の見舞を付したまはしてやつたのでござい

ますが、現地におきましては、主として手がけるべき最初の仕事は、官庁等に、水が引きまされたところの非常な損壊に、一般の住宅等におきまして、これが復旧作業に非常に入手を要するところがあるのではないかと思ひます。

そのので、緊急失業対策事業のわくを使得るようになして、適宜現地において措置されるように考えました次第でございます。なおさしあたり労働保険等の徴収方法をできるだけ延ばすことを認めたい、あるいはその他の保険の支払

い等について、多少障害になるようなものがあるかもしれませんが、緊急措置として、できるだけ実情に即した緩和的態度をもつて臨みまして、若干なりともわれ／＼の立場からできる限りの力になり得るような処置をしてみたいといふことを、特命を帯びまして現地に派遣した次第でございます。

○熊本委員 ただいま労働大臣からお答えをいただきましたが、もちろんあ

次第でございますから、多少とも協力

いたしまして、種々懇談もいたして、今御指摘のような思い切つた措置もできるだけ配慮することになると存じます。私個人といたしまして、そういうような積極的な措置をとつて、この災害の際の救助に遺憾なきを期したいと考えております。

○熊本委員 重ねてお尋ねいたします。なるほど大野閣務相がその責任を背負つて向うで御活躍なさつてゐることは承つております。しかしながら、労働省といたしましては、特別な配慮によつて、これらの問題はいち早く調査の上、労働省として労働行政に關する重大案件については、内閣に向つて別途試案をもつてこれに臨むべきである。ただ単に内閣がやつておるから、総合的なそれらの対策にゆだねておけばよいというふうなことでは、

はなはだ私は遺憾だと考えます。特にこういうような重大な事件のものでは、まず第一に住宅の問題もあろうかと存じます。それよりか主食の入手状態——現在東京あたりでも、やみ米といへば二百円を突破しておるという

ような現状である。いわんやあつた大災害のときに起きます主食の入手等は、非常な困難があつたかと考えておるわけでありまして、もしもそういうものを奇貨として購買するブローカーの横行等があるとしますれば、社会の不安はそこから突進するのでありまして、従ひまして、そういう問題に關して特に単純なる労働者、そして復旧

して、その下部機構として行つてゐる

は参らないと考えます。従つて二、三
点伺いますが、発砲した米兵のその後
の処置はどういうふうに進捗しつたか
るか、特に直接争議団に暴力を振つた
軍属はどう処置されたか。それから車
の搭乗者は日本人であつたというので
あるが、これは岡崎外務大臣の本会議
における答弁等から解釈いたしますと
、何かスキヤップではなかつたかと
いうような印象を強くされたのであり
ますが、搭乗したておりました三名
の日本人は一体何者であつたか、この
点についてお答え願ひたい。

○中西政府委員 ただいま仰せの問題
は、すべて目下警視庁並びに検察庁に
おきまして調査中でありまして、問
題はその方でゆだねべきではないかと
いうふうに考えております。ただ発砲
ということ自体につきましては、この
間の本会議におきまして、外務大臣
は好ましいことではないと申しておりま
すし、先週の木曜日の日米合同委員会
において、このことについての今後の
留意方を提案したというふうに聞いて
おります。

○熊本委員 次に御尋ねいたします
が、労働争議は幸いにも解決したとい
うことでありますが、その労働争議の
要求に対する解決は、一体どういう情
勢になつておるか。その中には給与問
題がありますか。あるいはロツク・ア
ウトの際に争議に入つたならば、ユニ
オン・ショップはこれを廃止するとい
ふか、あるいはベリス・アップは逆転せ
しめるとか、こういうようなことを経
営者は言つておつたというこの報告
を受けておられますが、解決条件の内
容について御説明を願ひたいと思いま
す。

○山崎説明員 給与問題に関しては、
争議中経営者側より二十四百円アップ
の回答が出ておつたのでありますが、
その後団体交渉におきまして、経営者
側はプラス・アルファを提案しておつ
たのであります。その後の団体交渉に
おきまして、二十四百五十円すなわち
五十円のプラス・アルファを提案いた
しました。そのほか団体交渉の対象とな
つておりました室内の組合活動の問題
に關しては、休憩時間中の場外に出て
の組合活動を認めるといふ点と、連絡
のために組合役員が工場内に入るこ
とを許す、こういう点で基本的には一致
を見たという報告をもちつておりま
す。ただ争議中の賃金を支払つていた
だきたい、こういう問題がありまし
て、この問題に關しては経営者側の方
では払うことができないと回答し、組
合の方では家族手当の分だけでも支払
つてほしい、こういうような折衝を目
下続けておるようであります。

○熊本委員 私は組合の要求が小銃工
場に比較して六千円の低位にある、従
つてこれが均衡化を目標とした要求で
あつて、組合員の要求必ずしも高きに
失するとは考えなかつたわけでありま
す。しかるに、それが二十四百五十円
で解決を見た、こういう結果を考へ合
せまうときに、米兵がこれに介入して
発砲事件を起したり、あるいは銃口を
突きつけてビケ・ラインの正当な行
為に對して脅迫的行動をとつた、こう
いうことが、どうしても争議解決に對
する、相当な不利な立場になつたので
はないか、こういうようなことを考へ
ますが、労働省としてはさうな御見
解はございませんか。

○赤松委員長 ただいま高橋順一君か
ら、本日法務大臣大庭健君に對する
質問は、法務大臣が参議院の法務委員
会に出席してありますので、質問を
留保する申出があります。

○中西政府委員 この会社の平均給
は、たしか一万七千円に少し欠けてお
つた程度だと思ひます。それが高いか
低いか。さらに今度争議によりまして、
二十四百円のパース・アップになりま
した、これが妥当かどうか。これはわ
れわれとしまして、とにかく判断はで
きないと思ひます。ただ、春以来の争
議におきまして、各産業におけるペ
ース・アップの状況を見ますと、大体は
一〇%前後、少いところは四%から五
%というところもあるくらいでござい
まして、二十四百円のパース・アップは、そう
いつた傾向から見れば、必ずしも
低いものでもないようでありまして、
従つて発砲事件がこれに作用したとい
うふうには感じられないように考へて
おります。

○熊本委員 環境から来るペース・ア
ップの状況、これに比較して悪いとは
考へない、こういう御答弁のようでござ
います。これは比較対照の問題でござ
いますから、おの／＼感ずるところ
が違つてあらうかと存じます。但し、
あのときの参考人の陳述を見ますと、
同じ屋根の下ともいふべき小銃工場に
おける賃金と、それから日鋼における
賃金との差が、非常に懸隔がはなはだ
しいのであります。こういうような点
から考へまして、比較対照、バランス
の問題は、よく類似の同じような産業
に従事するところから比較を出すべき
であらうかと考へておるのでありまし
て、まあ私から言いますと、必ずしも
政府の言われるように影響なしとは考

えることができません。將來こういう
問題については、事いやくも事件中
である限りにおいては、労働省は積極
的にそのような問題については、その公
平を期する意味において、処置を願ひ
たいと存じます。

な重ねてお尋ねしたいこと
は、あのときの参考人の意見を聞きま
す、基準法を無視して婦人の生理休
暇をも与えない、それから当然与えら
るべき有給休暇をも与えることがない
というふうなことを言つておつたので
ありますが、これらの問題について
は、基準法違反の疑い多分にありと存
じますので、その問題の処置はどうい
うふうになりまして、重ねてお尋
ねしたいと思ひます。

○和田説明員 御説明申し上げま
す。赤羽作業所につきましては、本年の三
月に総合的な監督をいたしてありま
す。それによりまして、請負代金の問
題と組合費の控除の問題、これが協定
なくして行われておりました、これに
對して是正勧告をいたしましたこと
ろ、ただちに協定ができて控除ができ
るようになりまして、それ以外には、私
の方で監督をいたしました限りにおい
ては、全然基準法違反の問題はござい
ませんでした。

○中西政府委員 およつと當時のこと
を記憶いたしましたので、そういう發言
があつたかどうか、私今覚えておりま
せん、まことに申訳ございません。

○熊本委員 懇談会で記録がありま
せんで、逃げようと思はれたらどう
なりますが、これは水かけ論になるお
それがありますから、これ以上質問は
いたしません。しかしながら私の耳に
残つておるものは、私は確かだと思
ひます。従つて基準法においては、さ
うすぐ明日でもその調査を行つて、そ
うしてもこれが事実だとするならば、
ただちに基準法違反の処置をされま
すように、私からお願ひいたしておき
ます。

○赤松委員長 熊本君にお尋ねいた
します。資料の提出要求でございます
か、さうでございますか。
○熊本委員 いや、資料ばかりでな
く、処置を願うということですよ。
○赤松委員長 政府の方では基準法違
反がないというのでしよう。
○和田説明員 私ども三月にやりまし
たときには、先ほど御説明申し上げた
ように、一件違反がございました、た
だちに是正を勧告いたしましたこと
ろ、ただちに是正ができたわけであ
ります。それ以外には当時違反事件は
ございせん。ただいま熊本委員からの
御質問によりまして、生理休暇の問題
があるということでございますので、
さうそく私の所管の監督署を通じまし
て監督を実施して、もしありましたら
是正させたいと存じます。

ざいまして、行政協定に基く関係もございまして、労働省のみの所管ではないかと思ひますが、労働契約の改訂にあつて、最初は三者構成による審議をされておつたようでございます。それが途中から労働者関係を排除して、直接調達庁関係との交渉があつたといふふう聞いております。これはいかなる理由によつて、直接の労働者の参加を拒否されたのであるか、それらの点についてお尋ねをいたしたいと存じます。

○中西政府委員 仰せのごとく、当初三者構成で話し合ひをいたしておりました。たしか三月ごろからこれが中止になりました。組合を除きました二者会談に移つたわけでございます。その理由は、取立てではないのであります。が、ただ堂々めぐりで、いつまでたつても結論が出にくい。そこで一応三者の話し合ひは、大体言ふところがわかつた、そこで進行をはかる意味におきまして、二者の会談になつたといふふうに聞いております。

○熊本委員 その後この契約の改訂は、どういふ状態になつておりますか。

○中西政府委員 向うから提出されました案に対して、当方としまして、そのまゝのみ込みにくい点もあつたので、その理由なり意見を付して向うに回付いたしました。米側では、またそれを内部で十分に検討して、最近におきまして、一応の回答はあつたのであります。さらにそれに對して、こちらに不服の箇所もあつたので、それを押し返して目下折衝いたしておるといふ段階にあります。

○熊本委員 その進行中の案件の中

に、たとえば間接雇用、すなわち特需等の製作工場においても、かつなお直儲をいれようとする向きがある、並びに基準法に抵触するやうな箇所が相当にあるといふことを漏れ承つておるのではありませんが、さういふ不安はないかどうか。

○中西政府委員 内容は目下折衝中でございます。どういふふうな結論になりますか、まだ今のところ明確に申し上げられないのでございますが、直儲の問題につきましては、原則として間接雇用で行くといふことにつきましては意見の一致を見ております。ただ、ものによりましては、たとえば非常に高度な技術者といふやうなものにつきましては、あるいは直儲の場合も必要じやなかろうかといふことで、もし必要があればやはりそれは拒む理由もない。従つて直儲の問題は極力制限して考へておるといふことであります。

それから基準法の点につきましては、行政協定にも、基準法が大体原則として適用になるといふことにもなつておりますので、この点につきまして特に制限されるということとは、今のところないといふ思つております。若干三条の関係でその間の調整の問題は残つております。

○熊本委員 私の入手いたしました資料によりますと、第五条の保安という欄はこれは空欄に相なつております。従つて米軍が一番直接指示命令を発するものは、保安の箇所にあるかと思ひます。従つてその後第五条保安の契約進行の状態は、一体どういふふうになつておるかといふことをちよつとお尋ねいたします。

○中西政府委員 空欄になつておると言われますが、案は、どういふのか存じませんが、おそらく話し合ひがきまりまぜんの、その点がまだ明白になつておらない点を言われるのじやないかと思ひます。この点につきましては、非常に重要な争点でございます。目下われわれの一応納得し得る限度に譲歩して、もういふに、外務省を通じて特調が折衝中でございます。

○熊本委員 まだ過程のものでありますから、これより以上議論いたしましたとしてもどうかと考えますから、あまり水かけ論的なことはやめまします。但し、間接雇用はあくまでも日本の労組法に基いて処置するべきであるという原則、従つて基準法に抵触するがごとき案件は、いついかなる場合といへども、これは挿入すべきでないといふことは、これを求めたいのであります。その点に關する限りは自信を持つて御答弁ができるかどうか、もう一度御答弁願ひます。

○赤松委員長 これはどなたにです。中西政府委員でよろしいですか。

○熊本委員 けつこうです。

○中西政府委員 私どもも仰せのごとく極力日本の法規ですべてが律せられるやうに——もちろん行政協定等によりまして向うに管理権その他がございしますので、その調整はもちろ必要でございますが、できるだけ国内法に抵触しないやうなふにとりきめが進むやうにといふことを念願いたしております。

○赤松委員長 非常に重大な問題だと思ひますので、この際労働大臣からも一応意思を表示しておいていただきたいと思ひます。(発言する者あり)委員

外の発言を禁じます。

○熊本委員 委員長からお説のやうに、非常に重大であるから、私はこれが決定前に、こゝういふ希望、要求をもちたいといふと考へて質問をいたしておるわけでございます。当然最後の締めくくりは、労働大臣の責任あるお答えを求めようと思つております。

その前にお尋ねしたいことは、現行契約はいつまでの効力があつて、現在審議中の契約はいつごろ完成しそふな見通しでありますか、その点をお尋ねいたします。

○中西政府委員 すでに昨年の四月で一応改訂の時期にありました。その後一月々々延び／＼になつておりました。一応今年の四月末で期限が来たのであります。その際にさらに三月延長いたしました。七月末日までは一応有効といふことになりました。さらに新しい協定がいつできるか。これはちよつと今時期は言えないのであります。が、さういふ状態でありまゝです。できれば一日も早く結ばれたいといふ努力はいたしております。

○熊本委員 最後に労働大臣に私はお答えを願つておきたいと存じます。先ほど来私のお尋ねいたして参りましたことは、これはいやくも独立日本としてし面目にかけても、どうしても譲るべからざる一線があるはずであります。従つて国内法を適用すべきこれらの労働者に対して、労働契約の面からしてこれを侵蝕し、その権能を蹂躪するがごときことがあつてはならない。従つて労働大臣といひましては、先ほど私が申し上げましたやうに、労働三法の適用を促すがごとき、人権蹂躪に類するやうな条文は、絶対にいかな

る場合があつても、これに關する限りはしてはならないと考へますので、さういふやうな御決意をもつて臨まれるかどうか。このことは時の長短を論ずるよりか、やはり事は基本的な問題でありますから、特にこの点御留意になつて御答弁を願つておきたいと存じます。なお関連質問があるやうでありますから、私の質問は大臣の答弁によつて終りたいと思ひます。

○小坂国務大臣 中西政府委員からお答えいたしました通りであります。御承知のやうに、行政協定第三条によりまして、基地内にありますものについては、管理権が米軍側にあるわけでありまゝです。従つてこれとの調整は要します。が、いやくも基本的な人権を侵されるやうなことは、私は黙認できないと思ひます。さういふ点をはずさず調整をいたしたいと考へております。

○山花委員 ただいまの質疑に關連しまして、一応労働大臣のお答えを願ひたいと思つております。

きのうの参議院の本院議におきまして、参議院議員木村福太郎君のMSA関係の質問に対し、小坂労働大臣は、MSAを受諾しても関連企業は当然国内法の適用を受けるから、労働条件の切下げは考へられない。これはきよの日本経済新聞にほんのちよつとびり労働大臣の答弁が掲載されていたのであります。が、ただいま熊本君から駐留軍関係の基本的労働契約についていろいろ質問がございました。ところが政府委員は、国内法を適用するために努力をする、こゝういふやうに言われました。ところが現在労働大臣はきのうの参議院の本院議において、国内法の適用はもうやつておる、こゝはつきり答

弁されておるのでございます。そこで私の聞きたいことは、これに関連する産業に、国内法がほんとうに適用されておるのかどうか。大臣は自信を持つてこの御答弁をなさるかどうか、いまだこの労働委員会の席上でこの問題をはつきりさせていたきたいと思ひます。

○小坂國務大臣 MSAの問題に関連して私が答へたのは、お話の通りでありまして、MSA援助を受けるかどうか、また受けるかといふことは、今後の交渉に待つべき問題でありますけれども、かりに受けることになりましたら、その条件にもよりましようが、受けることにはして、それによつて日本の労働法規が曲げられるということは絶対にない、この確信いたしております。現在も労働法規のわく内で米軍との基本契約は原則としてできておるのであります、その点については、私の昨日の答弁そのままにとりたててさしつかへございません。

○山花委員 大臣はMSAの援助を受けても、当然国内法は守らるべきであり、またそうしたい。現在も大体さうである、こういう御答弁です。現在関連産業、特に駐留軍関係の、直接の基地の労働条件以外の、俗に特需産業といわれておる工場におきましては、私どもの見解からすると、国内労働法規は守られていない、この私は確信を持つて言ひ得るのであります。大臣は守つておるのです。そこで両者の意見がまったく相反しておる議論がここに行われておるのであります、一体どの工場において守られておる

か。特需関係の工場は大体限度がございします。この点をこの席上ではつきりしていただかないと、この問題は今後の種問題を論議するのたいへん支障を来しますから、もう一度大臣のはつきりした御所見を伺ひたいと思ひます。

○小坂國務大臣 MSA援助にお答えしたのは、基地内における場合とは違ふので、どういふ形において受入れましか知りませんが、MSAの援助を受けた工場が、労働三法の適用を受けることは当然のことと私は考へておるのであります。ただいまお話の問題は、米軍基地内における第三条関係の問題ではないかと思ひますが、私が今申し上げたのは、一般民間企業内においては国内法が適用されるのでありまして、現在の、いわゆる特需産業においてもそうなつておることを申し上げておる次第であります。

それから第三条におきましますものは、管理権が先方にありますので、そこに若干調整を要する点があるということ、御承知願ひたいと思ひます。

○山花委員 ただいま大臣の御答弁は、米軍基地内における労働条件は、私どもは行政協定の廃止、改訂というふうなことにまで論議が進んで行くと思ひます。そこで米軍基地以外の、俗にいう特需関係工場、具体的に申し上げますと、蒲田の下丸子にある東日本重工のような工場は、米軍基地内に当てはまるような労働条件であるかどうかという点。私はこれは米軍基地内とは考へませんが、労働大臣の見解はいかがでございましょうか。

○小坂國務大臣 具体的な問題でありますから、正確を期しますために、政府委員からお答えいたします。

○中西政府委員 この下丸子の工場は、たしか基地内のものであるように聞いております。

○山花委員 一例として下丸子の東日本重工の問題を出したのでございますが、たとへば日鋼の府中工場、これは御承知のように同一工場内で片一方はビクター・オートといつて、これは私は基地内の作業場だと考へておるのであります。府中の日鋼の工場は、私の見解からすれば基地内でない、この考へておるのであります。先ほど申し上げましたように、東日本重工であるとか、あるいは昭和飛行機の製作工場であるとか、これは北多摩郡の昭和町にございします。それからまた追浜の富士工場のようなどは、私のこの点ははつきりわかりませんけれども、これら一切関連して、全部基地内の関係と労働者は言ひ切るのであるかどうかという点であります。

○中西政府委員 基地は大体きまつておりまして、今どこどこが具体的に基地となつてゐるか、ちよつと手元に資料はございせんけれども、解釈によつて、基地になつたり基地でなかつたりするのではございせんでしょうか。向うとの話合ひで基地はきまつてゐるというふうに存じております。

○山花委員 ただいまの答弁は、はなはだ不満足です。解釈のしようによつて基地であり基地でない。これによつて日本の労働者が基本的憲法によつて保障された国内法の適用を受けるかどうかという境目です。そんなあいまいな答弁は、われ／＼は了承しません。基地であるとかないとかいふ点は、はつきりした御答弁を願ひたいと思ひます。

○中西政府委員 基地にするかどうかは、合同委員会できまして、そうして官報に告示するということになつております。

○山花委員 そこで私のお尋ねしたいのは、基地であるかどうかといふことをお尋ねしてゐるのです。

○中西政府委員 その点実は今資料がございせんので、それが基地に入り、どれが脱けてゐるか、調べてからお答えいたしたいと思ひます。

○山花委員 ただいま資料がないから、後刻調べて回答をするということにございします。私も、先ほど申し上げましたような工場の若干は、基地でないことを確信しておるのであります。従つて後刻正確な資料の御提示を願つてから、この問題に関する質疑を続行して行きたいと思ひます。ただいま熊本君に関連する質問はこれで終了します。

○赤松委員長 資料の提出はいつごろまでに要求されますか。

○山花委員 これは調べればすぐわかることとございしますから、次回の労働委員会のおきまでに提出の運びにお願いしたいと思ひます。

○中西政府委員 恐れ入りますが、どこどこでございしたか、もう一度お教えいただきたいと思ひます。

○山花委員 ただいま私は一、二の例を上げたのでございしますが、特需の関係をやつてゐる各工場、これは大体おわかりだらうと思ひますが、そう多くはございせんから……。

○中西政府委員 基地はわかりませんが、特需の数は非常に多くあるようでありまして、ちよつと短時日はわかり

らないのではないと思ひます。

○山花委員 特需関係をやつてゐる工場が多くて、短時日にはわからないとおつしやいます。大体代表的特需工場というのはおわかりになると思ひます。労働局長の管轄の中において、特需関係の労働組合連合協議会が行われてゐることは、これは労働省よく御承知だと思ひます。その範囲内で待つてございします。関東特需関係の労働組合協議会を持つてゐる工場が基地内であるかどうか、それだけで待つてございします。

○赤松委員長 先ほどの山花君の御質問は、労働大臣の参議院における答弁において、国内法は特需関係において適用されてゐるといふ御答弁があつたが、これが実際に適用されてゐない事実があるが、確信を持つて適用されてゐるといふ切れるかどうか。もし適用されてゐない、国内法に違反してゐるといふ事実があつた場合には、労働省はどうか、こういう御質問でございしますか。

○山花委員 その質問でございします。ところがそれは基地内とか基地外とかいふような議論に花が咲きましたから、一応その問題の所在をはつきりしておつかけ質問をして行きたいと思ひます。

○赤松委員長 わかりました。

○館委員 関連質問です。今こういう変則的な労働条件の中に立つてゐる労働者が非常に多いので、そういうところで労働三法が正確に守られてゐるかどうかといふことについての疑念が山ほど出たのですが、私たちもそれについて非常に疑念を持つておるのであります。現在この関連質問をすること

は、今起きている問題についてお話を聞きたいのでございますが、急に調べたことではございませぬ、立川に中国民間航空輸送会社というのがあるのですね。これはアメリカの資本と蔣介石政権の資本とで合作して朝鮮や沖縄や台湾、フィリピン等への軍民輸送をやっております会社だそうでありませぬ。ここに労働者の問題が起きたのです。約二週間くらい前に、飛行機の整備をやつておる日本人従業員、これが約二百六十名おるのですが、今まで労働組合をつくつておらなかつた。それが労働組合をつくつて賃金問題について団体交渉に入つたのであります。ところが、会社側の重役になつておるのがジェームス・テイトという男だそうですが、これが団体交渉を断つてゐる。これは不都合なことだと私は思つておる。その言ひ分がおかしい。従業員の代表なら會うけれども、労働組合の代表なら會わないといつて断つてゐる、こういう事実が起きているのであります。こういうことを労働省でお調べになつておるか、労働省の耳に入つておるかどうか。

○中西政府委員 本日申告がございまして、目下調査中でございます。

○館委員 私の調べたところによりますと、従業員代表なら會うが、労働者代表には會わないといつて断つてゐるというところが事実であるとして、その上に立つたならば労働省はこれをどうお考えになりますか。

○中西政府委員 本日聞きまして目下調査中でございますので、その調査を待つてから処置したいと考へます。

○館委員 それはさきに承つたのです。私の聞くのは、従業員代表なら會うが、労働者代表なら會わぬといつて拒絶した、こういうことがもし事実であつたならば、これはどつちが正しいのかというのを聞いておる。

○中西政府委員 これもやはり具体的に調べませんと、はたしてどういふふうないきさつがあつたかわかりませぬが、正当な事由なくして団体交渉を拒めば、もちろん不当労働行為といふことにはなります。しかし、事実がどうであるか、これはひとつ調査の上で考えたいと思つております。

○館委員 今の答えもきかれてそれはおられるようですが、私の言うのは、どういふ場合であつてもいいのです。この問題に關して言つてゐるのじやない。従業員代表なら會うが、組合代表には會わぬといふ拒絶の仕方をしてふに労働省が考えられるということ、今の言葉でわかつたのですが、それでよろしいのですか。

○中西政府委員 正当な事由があつて拒めば、これはさしつかへございませぬけれども、正当な事由なくして団体交渉を拒むことは、不当労働行為になります。

○館委員 どういふ事由であるか私わかりませんが、その理由は、従業員代表なら會うが組合代表なら會わぬといふ表現の上に立つてお答えを願ひたい。——この問題について言つてゐるのじやない。

○中西政府委員 先ほど言ひましたように、正当な事由がなくして拒めば不当労働行為になります。

○館委員 従業員代表なら會うが、労働者代表には會わぬといふことは、正当な事由がなくしてそう言つてゐるのだからいけないとおつしやつておるのだと認定してよろしいのですか。

○中西政府委員 さように申しておるのではございません。それが正当か正當でなかつたか、事実を調べませんとわからない……。

○館委員 そういう押問答をしても始まらないが、労働省の建前としては、従業員代表なら會うが、組合代表なら會わぬといふのは、正当ならざる拒絶の仕方であると思つてゐる。組合の委員長の内一連といふ人なんですが、労働三法はもろもろ自分たちに適用されるのであつて、われ／＼は法的権利を持つておるものであるといつて主張してゐるのではありません。ところが、そういう事態になつておつて、その後三日目組合の副委員長を首切つておる。坂本副委員長を首にしておる。首切つたのは人事課長のチー・シー・ワンというおそれる台湾系の人だろつと思ひますが、組合は首切りの撤回をして賃上げの要求をしておるのではありません。二十八日にストライキをやることに決定をしておつた。二十九日以後はそういう形で団体交渉をやろうとしておるけれども、きかない状態になつておる。これでもなおかつそういう種類の労働者諸君に対する労働三法が徹底して行かれておるとお考えになつてゐるかどうか。しかもおかしなことはない、基準監督署なり労働事務所などはその任務を果しておらない。見て見ぬふりをしておる、そういう事実が上つて來ておるのではありません。組合としては七月一日に都府労働委員会に裁判所に対してもおそらく身分保全の仮処分をやるであ

りましようが、この労働者がきのう三十日に労働省をたずねておる。労働局なり基準局保官に面会して事情を訴えたいけれども、言うことがどうもおかしい。訴えたところが、どうも植民地みたいな事情になつてゐるからというふうな答で、はつきりした態度を示してくれない、指示してくれない、こういうことを言つておるのであります。が、この事実があつたかどうか。

○赤松委員長 館君どうでございませうか、今の事柄は非常に重大でございませうから、至急労働省の方で不当労働行為があつたかどうかということ調査させて、本委員会に報告してもらふようにしたらどうでございませうか。

○館委員 それも実に必要なんですけれども、労働省を訪問して事情を訴えておるのに取合はないといふことを言つておるのでありますから、この点についてどういふことであつたか、御返事を願ひたい。

○和田説明員 実は私が直接會つてその申告を受けたわけではございませぬ。私の方は課員が會ひまして、その事情を聞いたわけではございませぬが、私の信頼する課員がそういうことを言つたといふことを、私は承知してございませぬ。課員がただちにこういう事情だから、課長、どういたしますかと、いふことを、私に聞きに参りましたので、それはただちに所管の監督署に連絡をして、違反の事実があるかどうかをただちに監督するように、こういうふうで、私の方からは言つてございませぬ。組合に不当労働行為として提訴をすおそれる場合、裁判所に対しては

○館委員 労働省でもお調べになつて

いたしたいのであります。こういう事実がどし／＼方々に起つておるの、ここにおいて熊本君なんかの質問が出て來るのであらうと私は思ふ。この基地内における労働者の状態というものは、労働三法なんかは常に踏みにじられておる。日鋼におきまして、こういうところにおきまして、労働組合運動そのものが非常に抑圧をこうむつておる。二、三人集まつてお昼休みの時間に話をしまして、すぐ目をつけられる。たとへば、つりの話をしても、碁将棋の話をして、これが何かの組合運動のごとく弾圧されているという事実が方々にあるのであります。こういうことで日本の労働者の立場といふものは非常に困難な形になつてゐる。この問題については私の方でも十分に調べて後日質問したいと思ひますが、労働省自体として、急速を要する問題でありますから、調べられてこの委員会に報告していただきたいと私は思ふ。

○赤松委員長 労働省の方はよろしゅうございませうか。

○中西政府委員 よろしゅうございませう。

○赤松委員長 ではさようとりはからいます。

○山花委員 熊本君の質疑に關連して一応質疑は終つたのであります。ただいま館君の方から立川基地内における中国民間航空会社の質問がありまして、たから、関連して一言労働省の見解をただしたいのであります。

これは基地の中にある一つの民間航空会社であります。ところがこの民間航空会社は、基地の中に存在してゐるという理由のもとに、労働者との関係

における国内労働法を蹂躪しておるということでもあります。そこで労働省の見解をいたしましては、基地における労働条件というものは、基地以外の人手になる一つの私企業の会社においても、こういう事態があつていいかどうかがという点について、ひとつ労働省の見解をお述べ願いたいのであります。

○中西政府委員 具体的な内容によりまして判断したいと思ひますけれども、原則論を申し上げますれば、基地内の問題は、第三条による管理権との調整がございすけれども、国内法的には同じでなければならぬというふうに考へております。

○山花委員 ちよつと今の答弁は、あるいはよく聞き違ひかどうかわかりませんが、基地内における民間会社である限りにおいては国内法を適用すべきである、こういうような御答弁でしか、そうでなかつたでしょうか。

○中西政府委員 私の申しましたのは、基地内にある工場と基地外の工場の条件が違つていいかという御質問だと思ひまして、それは基地内におきましては、三条の管理権との調整がございすけれども、原則論を申し上げますれば、基地内の工場の労働条件も、外の工場の労働条件と同じでなければならぬというふうに申し上げたのであります。

○山花委員 多くの質問の仕方がまづかつたから、あるいは十分御理解が行かなかつたのではなからうかと思ひます。もう一回はつきり質問したいと思ひます。これは立川の基地にある中国人経営による民間航空会社でありまして、従業員を大体百二十名ほど使用し

ておる会社であります。仕事はもつぱら米軍の請負仕事をしておる会社であります。そしてこの会社は羽田にも飛着地を持っておる、俗にいう民間航空会社であります。そしてこの民間航空会社に雇われておる労働者の労働条件は、私どもの見解からすれば、米軍の基地内にあつても、当然国内法が適用されるべきであると思ひますが、労働省はこれに対してどう考へておりますか。

○中西政府委員 国内の労働法が適用になつていいものと思ひます。

○山花委員 そこで、今館長がいろいろ質疑をいたしましたように、中国民間航空会社の経営者の言ひ分は、行政協定第三条の米軍の基地内という理由のもとに、国内法の一片だけに適用してないというのが事実で、そのことを多分労働省に訴へに行つたのではないかと、私はそう推察するのであります。

労働省の見解によりまして、当然これは国内法の適用ということになると私は思ひます。私はそれは当然だと思ひます。そこでそういう御相談がありました節には、ひとつ親切に指導していただきたい。

もう一つ、つけ加えてこの際申し上げておきたい。これはもつぱら今のうわさです。うわさをこのように会議の席上で申し上げるのは、はなはだ恐縮ですが、この飛行機は当然羽田に着いて、税関の検査を経てから立川の基地に入らなければならぬ性質のものでございす。ところが羽田の基地に着かずに米軍基地内に入るによつて、税関の検査を受けることを免除されておる。ここに密輸の疑いがあるという

ことです。そういう種類のところは、ほかにもあるかもしれませんが、政府当局におきましては十分この問題に関して調査をしていただきたい。

○熊本委員 次に、私の質問いたしましたことは、一般労働行政、特に失業対策についてお尋ねをいたしたいと存じますが、その前に特に緊急追つた問題がございすので、この問題について御質問を申し上げたいと存じます。それは関係当局には幾たびか陳情、要請等が参つておるはずであります。現在の安定所の日雇い労働者の問題でございす。この問題は、五箇条の条文をあげまして、現在の労働省を通じてきわめて熱烈なる要望をいたしておるはずであります。この問題の処置についてどういふふうに扱われておるかを伺いたいと思ひます。

○渋谷(直)政府委員 はなはだ恐縮でございす。ただいまの五箇条要求について、熊本先生の方からその内容を申し上げていただきたいと思ひます。

○熊本委員 まず第一は賃金の値上げ、第二は夏季手当について、第三は日雇い労働者の健康保険に關しての改訂方、それから第四は就労日数の増加であります。第五は日雇い労働者の失業保険を改正してもらいたいという、かような五つの条件をまとめて熱烈な要望をしておるはざであります。これを私にお聞きになるのはいささかどうかと思ひますが、お尋ねによつて私から答弁いたします。

○渋谷(直)政府委員 間違つて答弁いたしますと、はなはだ恐縮でございすので、念のためにお伺ひいたしましたのでございす。

第一に賃金の値上げの点でございす。これは御承知のように、緊急失業対策法によりまして、失対事業に就労をしておる労働者の賃金は、民間の同種の仕事に従事している労働者の賃金を基準として定めるといふことになつておるのでございす。具体的に申し上げますと、基準局の方で実施しておりますが、このPWを基準といたしまして、それより一割程度低く定めるといふのが建前でございます。従いまして、失対事業の賃金を引上げる場合には、当然その前提をいたしましてその基準となつておるPWの改訂が必要となつて来るわけでございす。それでそのPWに關しましては、労働基準局におきまして、去る五月に全国の調査をいたしましたのでございまして、目下これが集計中でございす。おそらく七月の中旬ごろまでにはこの結果が判明すると思ひます。従いまして私どももいたしましては、その集計結果の判明を待ちまして、その結果を見て、必要があれば必要な措置を講じて参りたい、こういうふうに考へておる次第でございす。

第二点の夏季手当につきましては、これは先生も御承知かと思ひますが、昨年の暮れの越冬対策をいたしまして、失対事業の労働者に対しては、は、初めての措置を講じていたしまして三日間の賃金増給の措置を講じたのでございす。昨年の夏季の対策をいたしましては、もちろんそういつたような対策を講じておりません。大体一日ないし二日程度の就労日数の増加という措置で対処して参つたのでございす。昨年の暮れの越冬対策の例もございすので、今度の夏季対策をいたし

まして、昨年の例に準じまして、二日分に相当する賃金増給ないし就労日数の増加の措置を講ずることと決定いたしましたので、すでにこれは全国に指示してございす。

それから三番目の日雇い労働者健康保険制度の改訂の問題でございす。これは御承知のように、厚生省の所管でございす。かねてこの問題につきましても、組合等から種々陳情等がございまして、厚生省の当局におきましても慎重にいろいろな点を検討したやうでございす。前国会に提出したと同一内容の法案を今国会に提出することにきまりまして、すでに提出済みでございす。

それから四番目の就労日数の増加の問題につきましては、これも御承知のように、昨年度におきましては全国平均月間就労日数の二十日という線まで予算を編成し、実施して参つたのでございす。日雇い労働者の生活の実態にかんがみまして、少しでも就労日数の増加をはかりたいということで、大蔵省当局とも折衝いたしました結果、本年度からは就労日数一日を増加いたしました。全国平均月間就労日数二十一日を確保する建前で予算を編成し、現在審議を願つておる次第でございす。

なお七月は暫定予算でございましてたけれども、日雇い労働者の生活が困窮しておりますので、特にこれは大蔵省にも御了解を願ひまして、七月の暫定予算から二十一日の就労日数の確保をはかる、こういうことで、すでにこれも指示済みでございす。

最後に、失業保険の待機の期間短縮ないし撤廃の問題でございす。こ

いるわけでございます。それから次に生活保護法の場合におきましては、一応の保護法による標準扶助額というものが定められているわけでありまして、熊本委員の今申されました数字は、三・何人かの家族を持ちました場合の標準扶助額が六千円なら六千円ということでございますけれども、これを實際に支給されます場合、どの程度支給を受けているかというのを調べてみますと、これも正確な数字を手元に持つておりませんけれども、この前の厚生省との話し合い、照会の結果は、大体全国平均におきまして四割程度の減額をされて支給されているのが実情でございます。従いまして、實際のこの保護対象となつてゐる家族の受ける生活扶助額は、標準扶助額よりも相当下まわつてゐるということが事実でございます。それから他方失對事業の方におきましては、全国平均一応六千円というこの賃金は、そのほかに減額されることはないわけでございます。またその家族が家で内職をするとか、あるいはよそへ行つて手伝いをするとかいふような収入のあります場合は、これは逆にその六千円にプラスになつて入つておるわけでありまして、現に昨年の十一月、六大都市につきまして、労働省で日雇い労働者についてその収入状態を調査した結果によりますと、東京都の場合は、一世帯の平均収入が一萬一千六十三円となつておるわけでありまして、従いまして、これを見まして、大体失業對策事業の労働者の場合は、失對事業で賃金として、あるいは日雇い失業保険の保険金としてもらつています収入のほか、実質上の世帯収入が相当あるということが、実情の調査の上に現れておりますので、その点はひとつ御了承を願ひたいと思ひます。

○熊本委員 先ほどのお答えの中に、援護法を受ける者と、それから失業對策事業として行われる登録労働者との関係について御説明がございました。現在の措置法としてそういうことになつておることは、私も心得ておるのではありませんが、その現在行われておるこの慣行なりあるいはその趣旨が、やはり一々よく政府は社会通念ということを言われますが、この社会通念上からいつても、単に保護だけを受ける者より、働いてゐる者の方が、逆に千円から千五百円というような収入減があるというこの事実をわれ／＼は十分に勘案して、そうしてこれに對するとこの給与及び就労日数の点につきましては、当然考えられなければならぬ。給与面において、もし言うがごとくにして、對照すべき指数とこの賃金指数との上に多くの食い違ひがないといひまして、その面からは上げる余地がないといひまして、就労日数をふやすといふことは当然でなくてはならない。従つて、現在の慣行や現實を私は論じておるのではなくて、事實の問題について、現實の措置方法を私に論じておるのではなくて、現在の社会常識に基いて、われ／＼は改訂されるべきであると信じて、その御意思があるかないか、努力されるかされざるかを尋ねたいとおるのである。従つて、この問題につきましては、非常に予算措置との関連において重大でありますから、労働大臣から特に御答弁を願つておきたいと思ひます。

○小坂國務大臣 お答え申し上げます。失對事業費の總体の予算に關しましては、私もできるだけ努力をいたしまして、予算總額におきましては、十七億円の増額をいたしたのでございまして、ただいま失對課長からも御説明いたしましたように、就労日数におきましても、あるいはまた一日の移動人数にいたしまして、そのわく内でふやして来ております。なお詳細に申し上げますと、前予算におきましては十五萬五千人ばかりであつたのが、今回の予算におきましては、十六萬八千人程度になり、就労日数も一日増加した次第でございます。

なお、これについてどう考へるかというところでございしますが、今後の問題といたしましては、先ほど失對課長からお答えいたしましたように、PWの調査をいたしております。これは五月末に終りまして、現在集計をいたしております。出て参りますのは大体七月半ばになるかと思ひますが、その調査の完了を待つて適當なる処置をとりたい、こう考へております。

○井堀委員 ちよつと一箇所だけ伺つておきたいと思ひますが、今課長さんの御答弁の中で、日雇い労働者の給与の基準について、一応賃金の形式を主張されております。労働の對価として、反對給付として支払うという考え方を主張されておるようでありますが、さうだといひますと、現在の失對の賃金の問題につきましては、よほど大きな問題が生れて来ると思ひますが、あります。でありますから、明らかにいたしておきたい。先ほど、例に東京都の場合をとつたのでありますが、一世帯の労働収入をあげることは、こういう場合適當でないと思ふ。ことに最

近の日雇い労働の形態が、だん／＼ずれて来ておる。こういうものをどういふか、あいにくに理解しておるかを、この機会に明らかにしたいと思ふ。私どもの承知しております範囲では、相当長期にわたる日雇い労働が増加してあります。でありますから、一方において職業紹介の実があらがつかないといふこともなると思ふのであります。このことにもなると思ふのであります。が、他方には、ことに私どもの警戒を要すべきことは、民間に對するこれと労働の配置が、一般の労働雇用より非常に簡便である、雇主の負担がきつめて輕微である。他の一つには、給与が民間の雇用よりはるかに低いといふことから、これらの労働を要求しつゝある現状は、非常に顯著なものになつてゐると思ふ。こういうものに對する御調査がありますならば、この機会に明らかにしてもらひたい。

それから直轄事業にいたしましては、私も私どもの知る範囲におきましては、土木関係におきましては、相當熱心度を積んで来ておる。少しかげんをすれば、りつぱな熟練労働として採用できる。たとえば年齢やその他の関係で制約をされておるけれども、労働の質については十分に見合うようなものが生れて来ておる。そういうものに對する労働の對価としてもし労働者が要求した場合に、今のようなお答えであるとするならば、給与については段階をつける必要が生れて来ると思ふのであります。こういう点に對して、従来政府は、失對事業といふものは、労働の對価というよりは、失業救済を主として答弁されておるようでありますが、この点の食い違ひをどういふふうになわれは判斷して参るか、きつめて重大

な点だと思ひますから、係の方と大臣の御答弁を明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○渋谷(直)政府委員 失對事業に就勞してゐる労働者が長期にわたつて増加しつゝあるという現状は、遺憾ながら事實でございます。できるだけこれを失對事業に固定化することを防ぎまして、できるだけ一人でも多く民間の方にあつせしめたいということで、極力努力はしておるわけでございますが、遺憾ながら全般的に日本の雇用量はかばかしく伸びて行かないという事情に制約されまして、現在のような状況になつておることは、はなはだ遺憾であります。

それから、第一問の方の御質問の趣意がよくわかりかねたのでございまして、失對事業の賃金が低い。それでこれを雇う雇主の負担が輕微であるために、これに對する要求が非常に多いのではないかと、いろいろな御質問の趣意がとお聞きしたのでございしますが、その点は、失對事業の労働者は、失對事業のみに固定されておるわけではございませんので、先ほども申し上げましたように、あくまでも民間なり公共事業に優先的に紹介する、こういう建前をとつておるわけでございます。そうして民間なり公共事業に就勞しました場合は、当然その民間の賃金、それから公共事業なら公共事業の賃金をもらつて来るわけでございます。そうして、ういつた民間なり公共事業の就勞の機会がなかつた場合に、この失業對策事業で救済をする。その場合は、ただいま申し上げたように、緊急失業對策法に定められておりますように、民間の

場合よりも約一割程度低く定める賃金で働く、こういう仕組みになつておるわけでございます。

第二の、最初は救済事業であつて、最近になつて賃金という考え方をいたして来たのではないかと、御質問でございますが、この点は緊急失業対策法にはつきり賃金という名前で規定されておるわけでございますので、性格はもちろん国の救済事業だろつと思ひますけれども、その収入は当然賃金という考え方で初めから法が定められておるわけでございます。ただ四年以上、五年になん／＼としておるわけでございますが、実施して来ております過程におきまして、当初は比較的軽易な、焼酎の整理であるとか草むしりであるとかというような軽易な作業をやつておりましたけれども、二年前から資材費も入りました。本年度になりましたと、さらにこの資材費も増額されました関係上、仕事の内容がだんだんと本格的な建設的な内容になつて来ておることは事実でございます。従ひまして、それとあわせて労働者が長期にわたつて働いておるといふ事実もありまして、その働いておる労働者の熱誠度なり仕事の内容が相当かわつて来ております。こういう実情に對処いたしますために、労働省といたしましては、一昨年の半ばごろから賃金に段階を設けまして、段階別賃金制を実施して参つて来ておるわけでございます。

業紹介の正規のルートを通じてそれぞれ固定した就職へ移動している場合には、あなたのおつしやられた通りであります。ところがカードの状態のままで民間に相当放出しているという事実を私は指摘しておるのであります。でありますから、もしあなたがおつしやられるように、民間に行く場合には、民間の給与と均衡したものを支払う、とつてあげるといふ建前であるとするならば、現在民間にカードの労働者を放出していることは誤りでありまして、でありますから、それが労働省の考え方だとするならば、地方における日雇労働者を民間にカードのままで放出してよろしいことは、これは間違ひだと思ひます。これは間違ひだと思ひます。いま一つは、第二に言われまして労働者の質に對して見合ひ賃金に切りかえられたために、段階を設けたとおつしやられました。その段階は、私から見ますと、はなはだしい相違を調整する程度であつて、決して賃金の本質の上に立つての段階だとは理解できないのであります。したが、ただいまの答弁によりまして、労働大臣に尋ねたいのであります。そこで労働大臣にお尋ねいたしますのであります。一方においては労働管理の立場から労働行政の見解が生れて、実際ににおいては失業対策は一つの失業救済事業の形において、労働の質とは別、多少でも労働に對する報酬の形態をとるといふふうには、失業対策の方針とは非常にかつて来ると思ふのであります。そうだとすると、先ほど熊本委員が質問をいたしておられますが、これは質問であります。実際、今政府委員の御答弁がありましたような実態になつておるといふことは、私もまづた

く同一の見解をとつておるのであります。政府のおとりになつております。失對事業についての予算措置というものは、まづたく時代に適應しない状態のものを押しつけておるといふことになるのでありますから、この点に對して労働大臣としては、この予算措置の中にどのような具体的な御意見なり御方針をお持ちになるかといふことを、この際明らかにされなければならぬと思ひますので、この点に對する所信をできるだけ具体的に伺いたいと思ふのであります。

○小坂國務大臣 お答えを申し上げます。本来緊急失業対策事業というものは、就労の機会を職業活動によつてあつせんし、一般の私企業なり公共事業なりへのあつせんがなすべきなものであります。この点に對する御趣旨でございますが、これが漸次失業の恒久化といふことを見て、御指摘のやうな問題があるいは生れて来るのではないかと。この点については、私も認めざるを得ないものであります。ただカードのままで一般の私企業に放出しておるといふお話でございますが、これはやはり一般の私企業の側においての仕事が、一時的なものであるといふやうな場合もあるのではないかと。この点に對しては、私どもとしては、これを本来の形とは考へておりません。これを冒頭に申し上げましたやうに、公共事業なり一般私企業なりの吸収し得ざる谷間を埋めて行くものであ

る。こういう谷間はできるだけ短かい狭いものにしたいといふ趣旨でやつておるといふことを申し上げる次第でございます。それが現実長期化して、谷間が非常に広くなつておるために、これが焦げついておるといふ形であることは認めざるを得ません。これはただ単に労働政策だけで解決し得る問題ではないのであります。他の一般経済政策と非常に関連を持つものでございまして、私は國務大臣の立場において、経済相その他に進言等もいたしておるやうなわけでございますが、そのようにいたしたいと思ひます。

○井堀委員 たいへん明確になつたと思ふのであります。この機会に一言触れておきたいと思ひます。これは、この失對関係といふものは、今後非常に大きな社会的役割を正面に浴びて出て来る問題ではないかと思ふのであります。今のところは、当面してあります日雇労働者の待遇問題を質問しておるのであります。今労働大臣の指摘されましたやうに、実質においては日雇労働者が定着しつつあることは、認めざるを得なくなつておるものであります。にもかかわらず、政府は依然として単なる失對目標のために予算を組んで行くといふことは、事実の上に非常な食い違ひを生じておる。そんな無理な承知の上で予算を組むとすれば、その予算は間違つておるのでありますから、その点の修正をいたさなければならぬことは當然だと思ふのであります。その点に對して私は労働大臣の強い政治力が期待されて来ると思ふのであります。このことをこの機会に明らかにしてほしいといふのが質問の趣旨であります。

さらに私どもの心配いたしますことは、ここがいろいろな形において労働問題のたまりになつて来ておる。たびたび日雇労働者が、社会的ないろいろな心配の種になつておる。たとえば治安のくずれて来る一角を支持つような、いわば噴火口になる。社会のいろ／＼なものがそこに寄り集まつて来る。たとえば政府がバージといふやうな労働政策を行つと、まずあそこへ流れ込んで来るということが一応考へられる。これはばむものではないわけでありまして、こういう点から考へても、ここには問題がある。それからこへ集まつておる労働者の実情をわれわれが見ますのに、いわば世の落伍者が多いわけですね。その労働者は、生活の上で落伍しておるわけですね。必ずしも知力の上においてきつて劣性なものが集まつておるといふことはできません。こういうやうな関係からしまして、この問題をただ単に失業対策の一時的な方便として一番最初考へた意図とは、時代の推移によつて非常に質が異なつて来ておるといふことを、ぜひひとつはつきりさせる必要がある。このことなしに、のんびんとして従来のものを繰返しておるといふことであつてはならないと思ふ。特に今大きな問題になつております特需の切りかえの問題にいたしまして、軍需産業を平和産業に切りかえようとする問題にいたしまして、あるいは企業の合理化といふやうなものが、どういふ形で出て来るかは、われ／＼の見解と政府の主張とは違つて来ると思ひますが、労働者の整理といふやうな形で出て来るとすれば、そこでそれを受けて立つといふことになる、この問

題が表に出て来るを得ないと思ふのであります。でありますから、一方において自由主義経済を主張する政府が、その線に沿うて企業を整備をやるうとすれば、それを受けて立つ労働行政というものが、失業対策の中に具体的に盛り込まなければ、行政整理であるとか、あるいは労働者の出金による企業の合理化というようなことは、責任ある政治としては許されぬことだと思ふ。でありますから、私は一方において、すでに政府の産業政策が明らかにされて来た以上、あるいはいろいろな社会情勢から、どうしても一方において特殊産業の切りかえが要求されて来るを得ないのでありますから、そういう出血は労働者の犠牲において行わないといふことを言う以上においては、労働政策の中に、こういういわゆる具体的な実施問題の中にはつきりしたものを打出して来なければ、われわれはそういう主張をへんばなものとしか受取れない。私は必ずしも保守政策を否定するものではない。保守政策であつても——保守政策であればあるほど、労働政策というものはこういうものについて具体性がなければならぬ。そういう意味で、大臣の答弁としては不満足である。不満足というよりは、恐るべき労働行政であるとする懸念するものでありますから、そこら辺を十分のみに込んでいたでいて、ひとつでできるだけの具体的には——これはやりたくてもやれぬ場合もあるでしょう。しかしやりたくらいのことはつきりさせる必要があると思ふ。あなたの方の事務官は、明らかに質の变化を説明せられておるのでありますから、労働大臣もその上に立つて、國務大

臣としての責任をここに明らかにされることを希望しておきます。なおはつきりさせていただけの機会がまだあると思ひますので、これで終ります。

○山花委員 熊本委員と井堀委員の質問に対して、ちよつと氣づいた点で関連質問をしたいと思ひます。先ほど、賃金の段階制を考へるような事態に立ち至つたと言われた。そこでたゞいま現実賃金の段階を設けておるのであります。この種の賃金は全国平均二百五十円と聞いておるのであります。

その二百五十円のわくの中で段階制を設けるといふことになりまして、幾らかでも多くなつた方は一応多くなるのでございまして、これはいいといひたしまして、このわくの中で少くなつた方は、私は非常にお氣の毒だと考へます。先ほど賃金値上げの問題は、公務員の人事院勧告あるいは全国の物価水準、その他そういう統計が出て来てから考へざるべき問題だといふふうな御答弁があつたと思ふのですが、賃金の段階制を設けるならば、その上つた分だけはこのわくからはみ出なければならぬと思ふのですが、賃金の値上げに關して労働省はそういう点をどう考へになりますか。

○渋谷(直)政府委員 御質問の点につきまして、大体こういうやり方をやつておるわけでございまして、二百五十円というのは、全国の標準の賃金でございます。たとえば東京都の場合を例にとりますと、東京都に対する標準の補助対象額としましては、三百円といふことになつております。それでこの三百円を中心にしたしまして、その上に最高が三百三十円、それからその下位のものが二百七十円、こういう上と一番下をきめまして三百円を中心として五段階にわけて実施しておるといふのが実情でございます。それで予算といたしましては全国平均二百五十円といふことで予算を組んでありますので、今度もしもPWの調査の結果その他によりまして、かりに一割の賃金引上げを実施するといふことになりまして、その標準賃金の二百五十円を基礎といたしましてその一割を値上げする、こういうことになるわけでございまして、その値上りしました一割の額が、たとえば東京都の場合で申しますと、五段階別にそれ／＼一割程度の引上げ、こういうことになるわけでござい

ます。

○山花委員 私の聞いておりますのは、ただいま失対課長が御答になつたことはもう百も承知でございます。段階制を設けたときに、段階制に適應する賃金の増加をはかるべきが至当ではないかといふ点なのであります。それが行われていないままに今日に来ておる。そこで人事院の勧告あるいは全国の物価指数が集計されて、かりに一割上げるのが妥當だとしたときに、段階制の分をも含めて上げなければ、これらの労働者は、少くなつたところは大きな被害をこうむるではないか。この点について労働省はどう考へになつておるか。

○渋谷(直)政府委員 段階制を実施いたしましたのは二年前でございます。その場合も標準の賃金額で予算をとつて、また流しておつたわけでございまして、たとえばわがかりやすい例をとりますと、二百五十円に對して百分分の予算がある。その総わくの範囲内で段階をきめる、こういうやり方に

いたしたのでございますので、その段階制を設けたために予算が必要になるといふことはなかつたのではないかと

いうふうに考へております。

た。こういうことにいたしましたして、その平均をとりましたのが先ほど申し上げております東京の平均賃金三百円、こういうふうにいたしましたわけでございまして、すなわち具体的に重作業、軽作業にはあつて、そういう平均を出したのが三百円、こういうやり方にいたしてございまして、従つて、お尋ねのように、そのときに賃金のわくとして多少ふえたかもしれないけれども、私どもの方といたしましては、そのわくのことはあまり計算に入れませんで、民間の重作業について失対の重作業は幾ら、軽作業について失対の重作業は幾ら、こういうことでその平均を出したのが三百円、こういうやり方をいたしましたわけでございまして、コップのわくが、あるいは多少ふえたかまわかりませんが、あるいは多少ふえたかまわ

つて犠牲になる面が出て来るのではないかと。そういう措置を労働省はとつてなかつたように考へるが、将来埋め合わせるために、今度の賃金値上げのときに、単なる人事院の勧告、あるいは物価指数の集計と別にそういう点を考へられるかどうかといふ点であります。これは渋谷さんの方では答へにくいと思ひますので、労働大臣からひとつ明確に御答弁願ひたい。

○斎藤説明員 事務的なことでありますから——二年前に應酬性賃金を採用いたしましたときのいきさつを詳細申し上げますと、これはこういう結論になつております。御承知のように失対事業の賃金は一般職賃金より一割少ないもので、こういうことでございまして、そこ

で、たとえば東京で例を引きますと、重作業、軽作業とわけて、重作業がかりにその当時三百三十円であるといふことになりました。これを三百円にしたわけであります。軽作業が民間で二百八十円、それで二百何十円にし

してはお考えを願いたいと思います。
もちろんただいまの御答弁は、去年はなかつたが、暮れの例によつて本年度は二分分出たんだ、こういう御答弁でございまして、ところが、登録労働者の生活あるいは仕事の関係は、これは失対課長さんは十分御承知だろうと思ひますが、暮れより夏季手当の方が比重が非常に大きいのです。それは第一につゆの期間で、仕事をしない面が非常に多くなる。それから暮れの場合には、一般の民間においても非常に仕事の量がなくて、就労の機会が非常に多い。従つて一般の雇用におけるお正月の賞手と中元の賞手は、一般の場合には中元の賞手は少いですが、登録労働者の場合にはむしろ夏の方を少しよけにしたいというものが登録労働者の実情でございまして、こういうような点をお考えになつておるかどうか。一般の民間給与の形で、正月よりお盆の方が少くていい、そういう考え方で夏季手当の操作をなすつたかどうか、こういう点をひとつはつきりしていただきたいと思ひます。

○渋谷(直政府委員) お答えいたしました。手当というものの考え方はどうかという御質問だつたと思ひますが、これは御承知のように緊急失業対策法によりまして、あくまでも正常なる雇用の機会のない場合に、暫定的な形として国が失業対策事業を興して、これに就労をさせる、こういう考え方でございまして、あくまでもその雇用の形式は毎日々々雇入れの形をとるといふのが法律上の建前でございまして、従ひまして、その建前で法律ができておりますので、これに対する一般の常勤公務員に対するような意味における手当というものは、理論上出て来ないわけだと思ひます。それで、従来はそういうものをいさなさいで運営して参つたのでございまして、他面におきましてだん／＼長期に固定化するといふ実態が現れて参りましたので、そういう考え方で押し切つていくことも実情に沿つておきまして、昨年の暮れにおきまして衆議院の労働委員会との決議によつて三分の実賃上給という形式によつて三分の実賃上の手当を出したわけだと思ひます。従ひまして、昨年の暮れと同じような考え方に立ちまして、実賃上の夏季の手当というものを賃金増給という形で出して参りたいという事で、考え方としてはそういう考え方だと思ひます。

それから一般の労働者の場合と日雇労働者の場合は、暮れとお盆の関係が違つて、こういうお話でございまして、あるいはそういう点もあるかと思ひますが、われ／＼といたしましては、大体日本の慣習と申しますか、一般の例にならないうち、暮れが三日でございまして、お盆としましては二日ぐらゐが適当じゃないかという事で決定をいたしました次第でございまして。

○赤松委員長 ちよつと委員の皆さんにお願ひをいたしますが、先ほど各派の理事の諸君と御相談申し上げまして、本日は五時までということになつております、時間は五分前でございますが、熊本虎三君から発言の要求がございまして……

○山花委員 了承しております。ただいま失対事業の性格についていろいろ御答弁がございました。私もその点は十分承しておるのでございまして。去年の暮れの三分の手当も、これは法律というよりも運用の面で解決していただいたと思ひます。従つてこれは夏の面もやはり運用の面で解決して行く性格のものだと私は考へておるのであります。そこで問題は、従来の日本の慣習に従つていふ御答弁でございしましたが、失対事業に働く登録労働者の場合には、なか／＼従来の日本の慣習で押し切れないような特異な条件があるもので、そういう特異な条件を、運用の面でひとつ有効にやつていただきたいと思ひます。

そこで、私はこれで質問を終りたいと思ひますが、昨日、本委員会に對して私は、基本的な問題が残つてゐるの、労働大臣、法務大臣並びに総理大臣の出席を御要求申し上げたのです。法務大臣の出席につきましては、委員長の方から先ほど御答弁がございました。私もこれはこれを承りました。ところが総理大臣の出席については、委員長から何らの取扱いにつき御答弁がなかつたのであります。はなはだけしからぬと思ひます。この際この委員会の終了に先だちまして、この取扱いに關して委員長はどういう処置をとられたかということ、はつきりしていただきたいと思ひますのであります。

○赤松委員長 実は本日の予算委員会は総理大臣出席のないために流会に終つたのでございまして。総理大臣から急性気管支炎で四日間静養をされてもつたやうであります。そこで野党の諸君はただいま大機の方へ出かけたやうでございますが、なお委員長としましては、その間の事情をよくわかりまして、その間の事情をよく調べまして、そして可及的すみやかに総理の出席をばお願ひするやうにとりかはりたいと思ひます。熊本虎三君。

○熊本委員 時間が切れそうでございますが、きょうは私ただけじめだけまつておきたいと思ひます。非常に関連々々の質問がございましたので、私の質問がはかどりませんので、私の質問を参りますと、あと二時間ぐらゐの質問をいたしたいと考へておるのであります。明日また勢頭から続けさせていただきたい、かように委員長にお願いをするわけであります。

先ほどから賃金問題でいろいろございまして思ひ出しましたので、特に政府にお考えを願ひしたいのでございまして。先ほどからいろいろ論議されましたものと関連いたしまして、たとえ民間事業におきましても公立事業におきましても、特に公共事業は一つの制約があるわけであります。かかるにもかかわらず、安定所の労働者使用に非常な忌避の態度が強いのであります。これは当局者はみづから御体験のことと存じます。何ゆゑに、そういうふうな一つの条件を付されておるにもかかわらず、公共事業の中でこれを忌避するかと、同じような仕事、ある場合には安定所から参りまして、普通労働者より以上の技術を持ち、それから能力をあげるにもかかわらず、賃金面においては百円ないし、はなはだしくは三百円からの開きがある。しからば、そういう実情の中において、これは人間である限りどんなにまじめに努力しようと思つても、

やはりその後の実行の妨げられることはやむを得ないと思ひます。そういうような関係からいたしまして、義務づけられた公益事業、特に四〇％はこれを使用すべしといふようなことであつて、これを忌避するといふ実情は、まことにわれ／＼は残念だと思ひます。従つて先ほどからPWの調査である、こういうふうな言われおりますが、比較対照となるべき調査の指数は、おおむね最低の数字が現われて来るはずであります。でありますから、賃金体系につきましては、これが賃金としての基礎の上に立つた算定の方法である限りは、やはりそういうことを勘案して労働大臣は十分なる御努力を願ひたい。そして變に來るであらうところの失業洪水の中に、これらの処置の態勢を立てていただきたい。私は明日一般労働行政と失業対策に關する総合的なものについて、質問いたしたいと考へておりますから、御答弁はそのときでもよろしくございまして。

なお、私の質問五項目の問題について山花君が関連してすでに二項目は入つてくれたやうであります。しかし、あとの三項目につきましては、これは非常に緊急であり、重要でありますから、なお明日質問することを申し上げておきまして、きょうはこれでやめたいと存じます。

○赤松委員長 山花委員の総理大臣の出席の要求につきましては、委員長より官房長官にその旨の手続をとるやう手配をいたしました。

次会は明日午後一時より開会いたしますこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時三分散会